

# 羅臼町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

## 目 次

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                  | 1      |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 .....                   | 1      |
| 2. 計画の法的根拠と位置づけ .....                 | 1      |
| 3. 計画の期間 .....                        | 2      |
| 4. 計画の対象 .....                        | 2      |
| 5. 計画の策定体制 .....                      | 2      |
| 第2章 羅臼町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況と課題 .....     | 3      |
| 1. 人口・世帯の状況 .....                     | 3      |
| 2. 結婚・就業の状況 .....                     | 6      |
| 3. 幼稚園・小学校・中学校の状況 .....               | 7      |
| 4. 子ども・子育てに関する状況 .....                | 9      |
| 5. ニーズ調査の結果概要と課題 .....                | 12     |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                  | 19     |
| 第4章 各施策の展開 .....                      | 20     |
| (1) 地域における子育ての支援 .....                | 20     |
| (2) 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進 .....      | 22     |
| (3) 子育ての生活環境の整備 .....                 | 24     |
| (4) 職業生活と家庭生活の両立の支援 .....             | 25     |
| 第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと確保体制） .....   | 27     |
| 1. 計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み .....      | 28     |
| 2. 計画期間の各年度における教育・保育の内容及び実施時期 .....   | 28     |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 ..... | 29     |
| 第6章 計画の推進 .....                       | 33     |
| (1) 計画の推進体制 .....                     | 33     |
| (2) 計画推進にあたっての役割 .....                | 33     |
| 参考資料                                  |        |
| 子ども・子育て会議委員名簿及び要綱 .....               | 35. 36 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

---

国において、急速な少子化の進行を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、その間も出生数や合計特殊出生率の減少は止まることはなく、一層の少子・高齢化が進んでいます。それに加えて経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、それに伴って低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取り組みを進めてきました。平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、及び「子ども・子育て新システム」の検討会議の設置後は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を進めてきており、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定しました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

羅臼町においても、平成17年度から「羅臼町次世代育成支援行動計画」を策定し、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、施策の展開を図ってきました。しかし、本町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

### 2. 計画の法的根拠と位置づけ

---

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。また、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、羅臼町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的に取り組みを推進します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「羅臼町次世代育成支援行動計画」については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

なお、「羅臼町次世代育成支援行動計画」は平成 26 年度末で計画期間が終了しますが、計画の内容としては、今後の本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援していくにあたっての基本的な考え方は変わらないことから、本計画については、「羅臼町次世代育成支援行動計画」から引き継ぐべき事項を付加した計画として位置付けます。

また、現在の保育ニーズ等に対応した実効的な事業計画とするため、関連する個別計画と整合・連携を図りながら、本町における「子ども・子育て支援事業計画」における施策を推進してまいります。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条の規定にもとづき、5 年を一期として策定するものとされており、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度である平成 31 年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

| 平成<br>25年度   | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度                | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度  |  |
|--------------|------------|---------------------------|------------|------------|------------|-------------|--|
| ニーズ調査<br>の実施 | 本計画の<br>策定 | 本計画の期間                    |            |            |            |             |  |
|              |            |                           |            |            |            | 次期計画<br>の策定 |  |
|              |            | 羅臼町子ども・子育て会議において見直し、評価を実施 |            |            |            |             |  |

### 4. 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、地域住民・団体など地域社会を構成する全ての人も対象とします。

### 5. 計画の策定体制

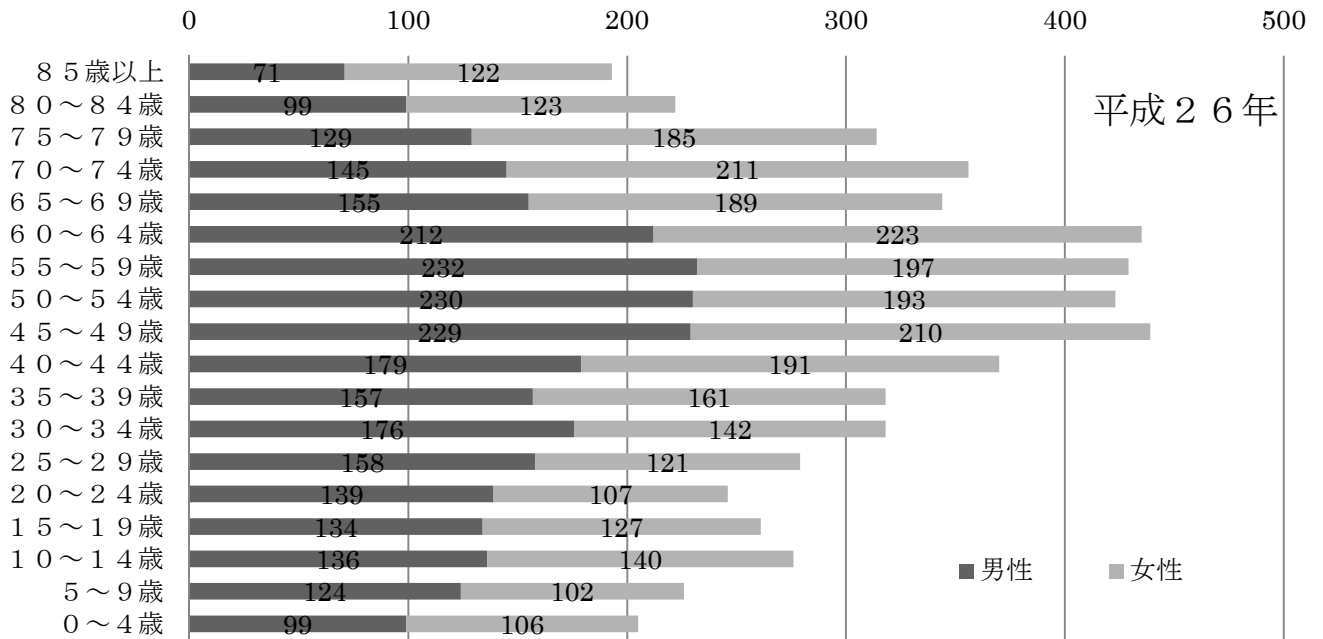
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「羅臼町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

## 第2章 羅臼町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 人口・世帯等の状況

#### (1) 人口グラフ（性別・5歳区分別）

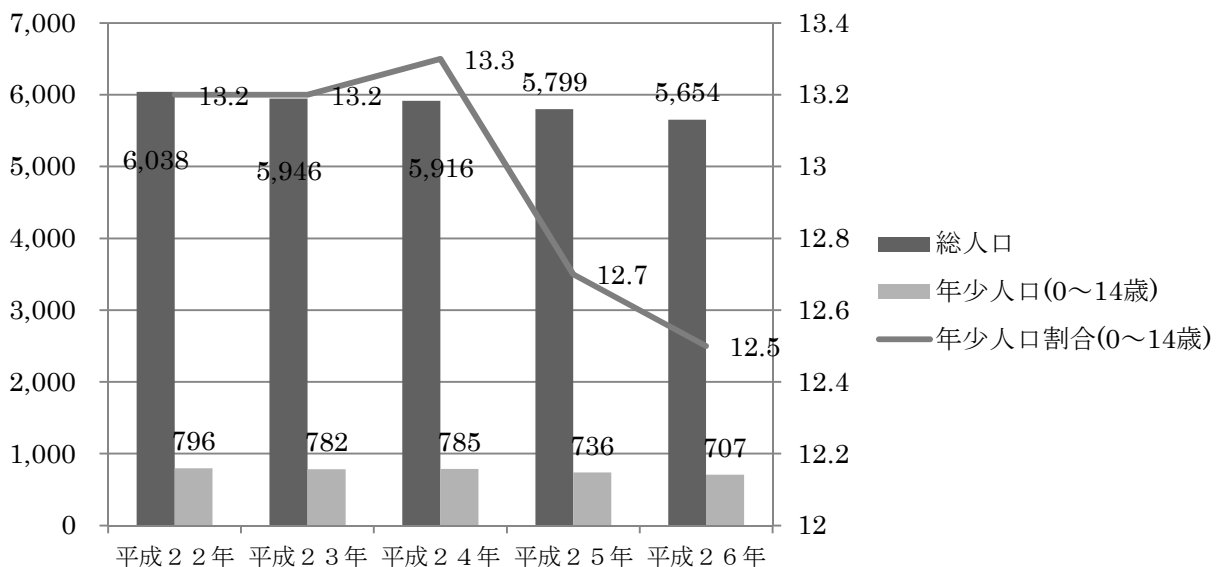
本町の性別・5歳区分別の人口構成は、男女ともに「45～49歳」、「60～64歳」の人口が多く、「15～19歳」、「20～24歳」の若年層の人口が少なくなっています。



出典 住民基本台帳（4月1日現在）

#### (2) 総人口および年少人口（0～14歳）の推移

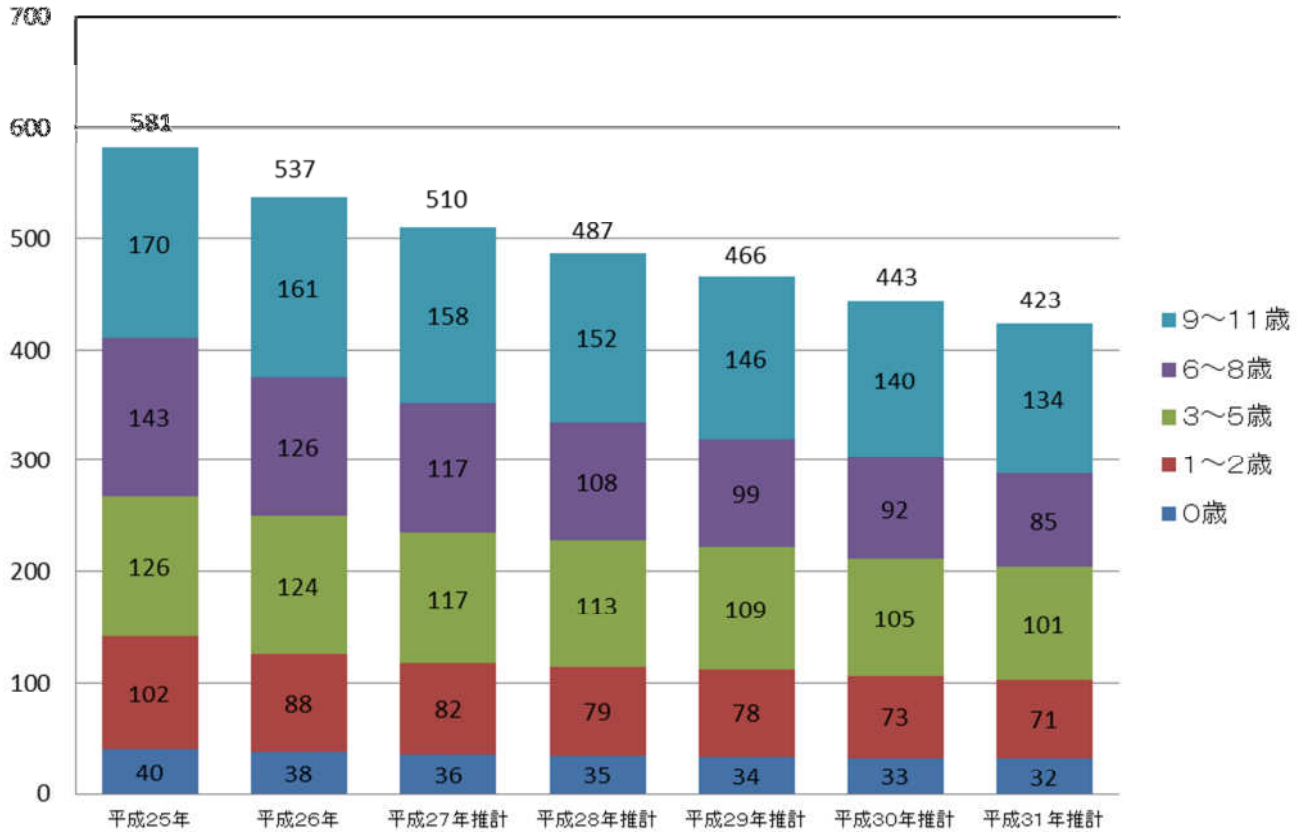
本町の総人口は、直近5年間で見ると減少傾向にあります。総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合も、僅かずつ減少となっています。



出典 住民基本台帳（4月1日現在）

### (3) 子どもの人口(0～11歳)の推移と将来人口の推計

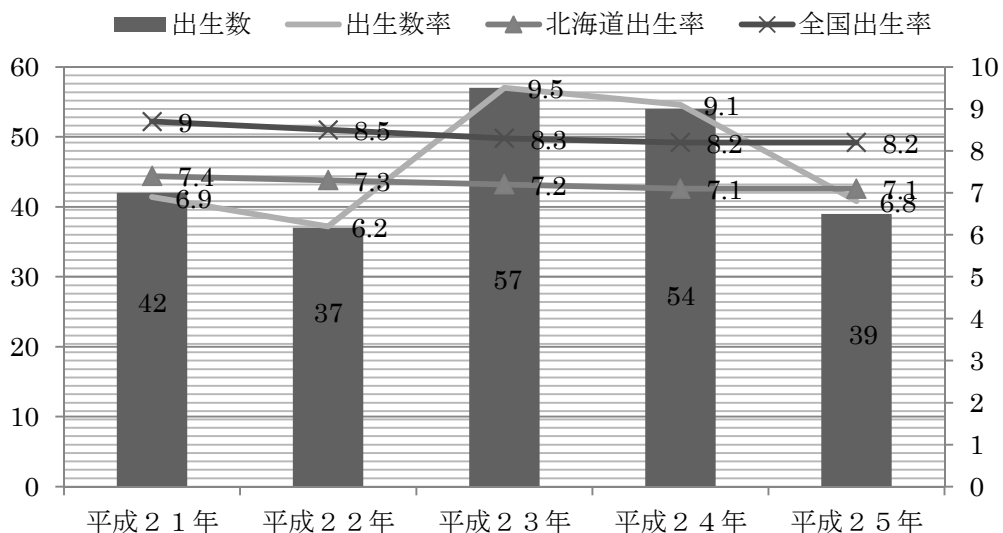
本町の小学校までの子どもの人口(0～11歳)は、減少傾向で平成26年では537人となっています。また、将来人口の推計では本計画の最終年度である平成31年には小学校までの子どもの人口(0～11歳)は423人と平成26年から114人の減少となっています。



出典 住民基本台帳(4月1日現在)

### (4) 出生の動向

本町の出生数は、直近5年間でみると42～39人で推移しており、出生率は平成25年で6.8人となっており、北海道、全国の出生率を下回っています。



出典 住民基本台帳(4月1日現在)

### (5) 世帯の動向

本町の世帯の家族累計は、「単独世帯」が26%と最も多く、北海道や全国の割合と比較すると「核家族世帯 夫婦のみ」20.8%、「核家族以外の世帯」も20.5%と割合が高くなっています。

また、本町のひとり親世帯は、母子世帯が159世帯(7.3%)、父子世帯25世帯(0.1%)となっており、北海道の割合と比較すると母子世帯の割合が比較的高くなっています。

【世帯の家族類型（平成22年）】

|     | 一般<br>世帯数        | 単独<br>世帯数     | 親族のみの世帯         |                 |               |                |                  | 核家族<br>以外の<br>世帯 | 非親族<br>を含む<br>世帯 |
|-----|------------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
|     |                  |               | 核家族世帯           |                 |               |                | 核家族<br>以外の<br>世帯 |                  |                  |
|     |                  |               | 夫婦のみ            | 夫婦と<br>子ども      | 男親と<br>子ども    | 女親と<br>子ども     |                  |                  |                  |
| 羅臼町 | 2,175 世帯<br>100% | 566 世帯<br>26% | 453 世帯<br>20.8% | 489 世帯<br>22.5% | 25 世帯<br>1.1% | 159 世帯<br>7.3% | 445 世帯<br>20.5%  | 38 世帯<br>0.2%    |                  |
| 北海道 | 100%             | 34.8%         | 23%             | 24.3%           | 1.1%          | 8.0%           | 3.9%             | 0.8%             |                  |
| 全 国 | 100%             | 30.4%         | 19.8%           | 27.9%           | 1.3%          | 7.4%           | 0.7%             | 0.2%             |                  |

出典 国勢調査

【ひとり親世帯（平成22年）】

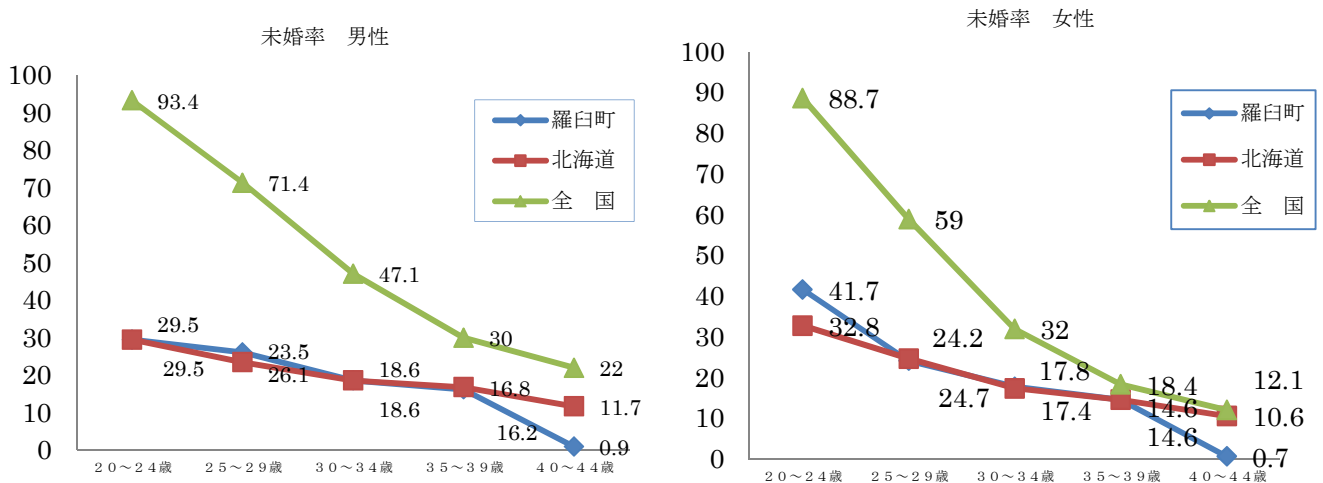
|     | 世帯数           | ひとり親世帯     |      |           |      |
|-----|---------------|------------|------|-----------|------|
|     |               | 母子世帯       |      | 父子世帯      |      |
|     |               | 実数         | 割合   | 実数        | 割合   |
| 羅臼町 | 2,175 世帯      | 159 世帯     | 7.3% | 25 世帯     | 1.1% |
| 北海道 | 2,418,305 世帯  | 50,034 世帯  | 8.0% | 5,018 世帯  | 1.1% |
| 全 国 | 51,842,307 世帯 | 678,000 世帯 | 7.4% | 11,400 世帯 | 1.3% |

出典 国勢調査

## 2. 結婚・就業の状況

### (1) 未婚率の推移

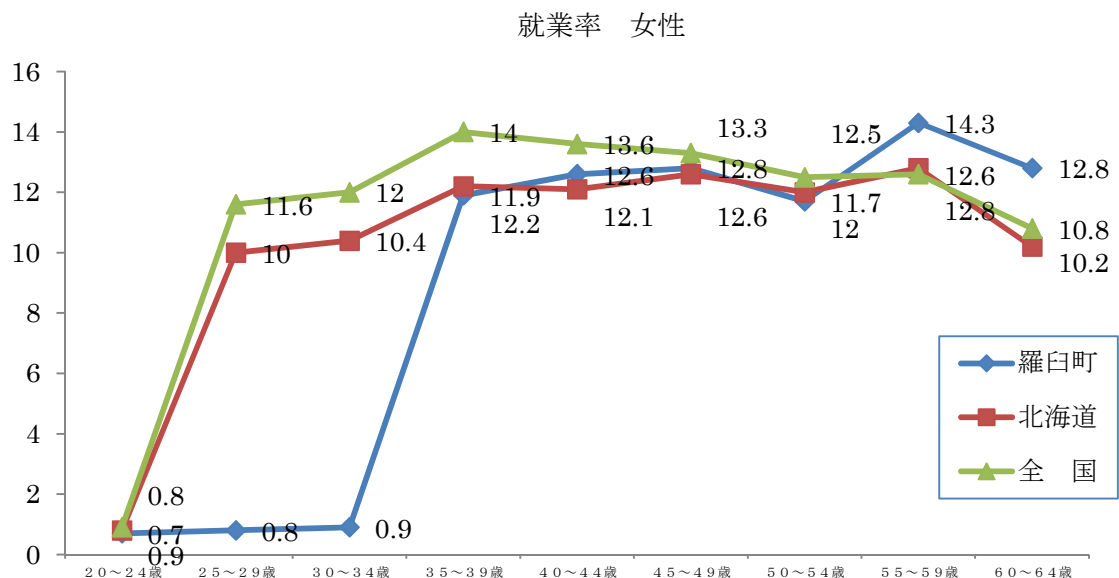
本町の男性及び女性の未婚率は、年齢別で見ますとすべての年齢区分で北海道や全国より低くなっています。



出典 国勢調査 (H22)

### (2) 女性の就業率の推移

本町の女性の就業率は、20歳～35歳は低くなっており、55歳以降になると全国、北海道より高くなっています。



出典 国勢調査 (H22)



### 3. 幼稚園・小学校・中学校の状況

#### (1) 幼稚園の状況

本町には、町立幼稚園が2か所あり平成26年度の入園児童は120人と毎年減少傾向となっています。

#### 【幼稚園の概要（平成26年5月1日現在）】

| 名 称       | 所 在 地       | 定員（人） | 入園児童数<br>（人） | 入園率（%） | 教職員数<br>（名） |
|-----------|-------------|-------|--------------|--------|-------------|
| 羅臼町立羅臼幼稚園 | 緑町 301 番地   | 210   | 69           | 32.9   | 10          |
| 羅臼町立春松幼稚園 | 八木浜町 407 番地 | 105   | 51           | 48.6   | 7           |

出典 羅臼町町勢要覧

#### 【幼稚園の入園児童数の推移】

|               |     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園数          |     | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 入園<br>児童<br>数 | 3歳児 | 43     | 48     | 44     | 37     | 41     |
|               | 4歳児 | 41     | 46     | 46     | 46     | 36     |
|               | 5歳児 | 63     | 41     | 49     | 46     | 43     |
|               | 合計  | 147    | 135    | 139    | 129    | 120    |
| 教職員数          |     | 17     | 17     | 16     | 17     | 19     |
| 教員一人あたり児童数    |     | 11.6   | 12.6   | 11.5   | 13.2   | 15.8   |

出典 学校基本調査

## (2) 小学校・中学校の状況

本町には小学校・中学校とも2校あり、平成26年度の小学校児童数は289人、中学校生徒数は171人となっています。

### 【小学校・中学校の概要（平成26年5月1日現在）】

| 名 称       | 所 在 地       | 児童生徒数（人） | 教職員数（名） |
|-----------|-------------|----------|---------|
| 羅臼町立羅臼小学校 | 本町 41 番地    | 183      | 33      |
| 羅臼町立春松小学校 | 八木浜町 190 番地 | 106      |         |
| 羅臼町立羅臼中学校 | 栄町 104 番地   | 95       | 29      |
| 羅臼町立春松中学校 | 八木浜町 146 番地 | 76       |         |

出典 学校基本調査

### 【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

#### ① 小学校

|             |     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校数        |     | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 児<br>童<br>数 | 1年生 | 64     | 63     | 43     | 44     | 45     |
|             | 2年生 | 49     | 62     | 60     | 40     | 42     |
|             | 3年生 | 61     | 52     | 62     | 54     | 40     |
|             | 4年生 | 53     | 61     | 53     | 60     | 53     |
|             | 5年生 | 68     | 51     | 61     | 51     | 58     |
|             | 6年生 | 38     | 68     | 50     | 60     | 51     |
|             | 合 計 | 333    | 357    | 329    | 309    | 289    |
| 教職員数        |     | 27     | 32     | 31     | 35     | 33     |
| 教員一人あたり児童数  |     | 0.81   | 0.89   | 0.94   | 11.3   | 11.4   |

#### ② 中学校

|             |     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中学校数        |     | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 生<br>徒<br>数 | 1年生 | 76     | 37     | 66     | 48     | 59     |
|             | 2年生 | 51     | 75     | 36     | 66     | 48     |
|             | 3年生 | 61     | 51     | 75     | 36     | 64     |
|             | 合 計 | 188    | 163    | 177    | 150    | 171    |
| 教職員数        |     | 26     | 27     | 29     | 29     | 29     |
| 教員一人あたり児童数  |     | 29.4   | 16.6   | 16.4   | 19.3   | 17.0   |

出典 学校基本調査（各年度5月1日現在）

#### 4. 子ども・子育てに関する状況

##### (1) 子ども・子育てに関する事業

本町では、子ども・子育てに関する事業として、下記のような事業を実施しています。

##### 【事業の概要（平成26年4月現在）】

| 事業名                      | 事業内容   |
|--------------------------|--|
| 羅臼町子育て支援センター<br>「ありんこ」   | 子育て中のお母さんや保護者の方々が、幼稚園入園前のお子さんと一緒に利用できます。<br>保育士が常勤、状況に応じて育児経験のあるボランティアさんがいることもあるので、育児支援や子育て相談もできます |
| 羅臼町子ども発達支援センター<br>「ありんこ」 | 発達や成長に心配のあるお子さんへ個別を中心とした療育支援を行っています。<br>お子さんにあった療育や小集団による遊びを通じて適応訓練を行い発達援助や自立援助の場として利用できます。        |

出典 保健福祉課

##### 【事業の利用状況の推移】

| 事業名                  |      | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 羅臼町子育て支援センター「ありんこ」   | 実施日数 | 174    | 165    | 178    | 159    |
|                      | 参加者数 | 2,539  | 2,258  | 2,536  | 3,250  |
| 羅臼町子ども発達支援センター「ありんこ」 | 実施日数 | 270    | 344    | 178    | 182    |
|                      | 参加者数 | 456    | 554    | 463    | 464    |

出典 保健福祉課（各年度3月末）

##### (2) 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として下記のような各種事業を実施しています。

##### 【母子保健事業の概要平成26年4月1日現在】

| 事業名          | 事業内容  |
|--------------|---|
| ① 妊産婦等個別支援   | 母子健康手帳の交付や健康診査の受診票の発行など相談応じ、疑問や不安を解消し、出産に挑むことができる。        |
| ② 乳児健康診査     | 札幌医大医師による診察や保健師、栄養士による問診、相談。児の発達状況や健康状態が見極められる。           |
| ③ 乳児健康相談     | 保健師による身体測定や発達状況のチェック、栄養士による育児相談、養育者が育児に対する助言や指導を受けられる。    |
| ④ 乳幼児発達健康診査  | 乳児健康診査等で一次健診を実施し対象者が出た場合は保健師が付き添い受診。運動発達の遅れがある児の早期発見ができる。 |
| ⑤ 1歳6か月児健康診査 | 札幌医大医師による診察や保健師、栄養士による問診、相談。運動機                           |

|            |   |
|------------|---|
|            | 能、言語発達、視聴覚及び健康状態を見極められる。                          |
| ⑥ 2歳児健康相談  | 身体測定、歯科指導、個別相談。養育者が発達状況を確認できる。                    |
| ⑦ 3歳児健康診査  | 札幌医大医師による診察、歯科医師による診察。児の身体面及び精神面、視聴覚の発達状態を見極められる。 |
| ⑧ 小児への個別支援 | 各家庭に訪問し、児の身体測定や健康状態の確認、育児相談や小児に関する相談を行う。          |

出典 保健福祉介護事業計画書

【母子保健事業の利用状況の推移】

| 事業名         |      | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|
| ①妊産婦等個別支援   | 相談件数 | 44     | 105    | 125    | 84     |
|             |      |        |        |        |        |
| ②乳児健康診査     | 対象者  | 64     | 58     | 89     | 60     |
|             | 受診数  | 62     | 57     | 88     | 60     |
|             | 受診率  | 96.9   | 98.3   | 98.6   | 100.0  |
| ③乳児健康相談     | 対象者  | 43     | 49     | 63     | 35     |
|             | 受診数  | 37     | 45     | 55     | 26     |
|             | 受診率  | 86.0   | 91.8   | 87.3   | 74.3   |
| ④乳幼児発達健康診査  | 対象者  | 43     | 49     | 63     | 35     |
|             | 受診数  | 42     | 49     | 63     | 35     |
|             | 受診率  | 97.7   | 100.0  | 100.0  | 100.0  |
| ⑤1歳6か月児健康診査 | 対象者  | 42     | 37     | 51     | 56     |
|             | 受診数  | 41     | 37     | 51     | 56     |
|             | 受診率  | 97.6   | 100.0  | 100.0  | 100.0  |
| ⑥2歳児健康相談    | 対象者  | 58     | 40     | 40     | 54     |
|             | 受診数  | 52     | 38     | 38     | 49     |
|             | 受診率  | 89.7   | 95.0   | 95.0   | 90.7   |
| ⑦3歳児健康診査    | 対象者  | 44     | 41     | 40     | 39     |
|             | 受診数  | 43     | 41     | 39     | 39     |
|             | 受診率  | 97.7   | 100.0  | 97.5   | 100.0  |
| ⑧小児への個別支援   | 実施数  | 116    | 120    | 101    | 106    |

出典 保健福祉介護事業計画書

### (3) 各種手当の状況

本町では、下記のような各種事業を実施しています。

#### 【各種手当の概要】

| 手当の種類     | 事業内容  |
|-----------|---|
| ①児童手当     | 児童手当法に基づき、家庭生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的とし、養育者に現金給付される手当。中学校修了前の児童を養育する者が対象 |
| ②児童扶養手当   | 父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために所得に応じて手当が支給されます。         |
| ③特別児童扶養手当 | 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当                           |

出典 保健福祉課

#### 【各種手当の利用状況の推移】

| 手当名       |      | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|------|--------|--------|--------|--------|
| ①児童手当     | 受給者数 | 610    | 717    | 570    | 627    |
| ②児童扶養手当   | 受給者数 | 64     | 61     | 60     | 56     |
| ③特別児童扶養手当 | 受給者数 | 17     | 15     | 15     | 15     |

出典 保健福祉課

### (4) 各種助成の状況

本町では、下記のような各種助成を実施しています。

#### 【各種助成の概要】

| 助成の種類        | 内 容   |
|--------------|---|
| ①乳幼児等医療費     | 就学前の乳幼児、及び小学1年生から小学6年生までの児童が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。 |
| ②ひとり親家庭等医療費  | ひとり親家庭等の児童と、扶養する母又は父が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。        |
| ③重度心身障害者等医療費 | 重度心身障害者の方が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。                   |

出典 保健福祉課

#### 【各種助成の利用状況の推移】

| 手当名          |      | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|------|--------|--------|--------|--------|
| ①乳幼児等医療費     | 助成件数 | 1545   | 1439   | 2945   | 3107   |
| ②ひとり親家庭等医療費  | 助成件数 | 755    | 1021   | 843    | 705    |
| ③重度心身障害者等医療費 | 助成件数 | 1652   | 1624   | 1565   | 1485   |

出典 保健福祉課

## 5. ニーズ調査の結果概要

---

### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童および小学3年生児童の保護者を対象に、平成25年10月に「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

### (2) 調査の実施概要

- 調査対象      羅臼町の0歳～5歳のお子さんの保護者(就学前)  
                  羅臼町の6歳～9歳のお子さんの保護者(就学児童)
- 調査期間      平成25年10月16日から15日間
- 調査方法      3歳未満については、郵送による配布・回収  
                  幼稚園、小学校については配布・回収を依頼した。
- 調査結果の表示方法  
                  回答は各質問の回答者数を基数とした百分率で示してあります。

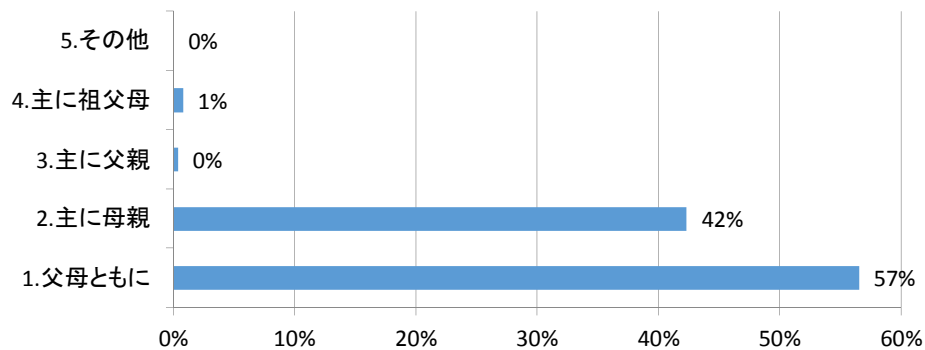
| 調査対象      | 調査対象数 | 回収数 | 回収率  |
|-----------|-------|-----|------|
| 就学前児童の保護者 | 263   | 163 | 62.0 |
| 小学生児童の保護者 | 167   | 90  | 53.9 |
| 合計        | 430   | 253 | 58.8 |

※ 各項目において、複数回答や就業前・就学児童とともに割合を算出していますので合計が100%を超える場合があります。

### (3) ニーズ調査の結果概要と課題

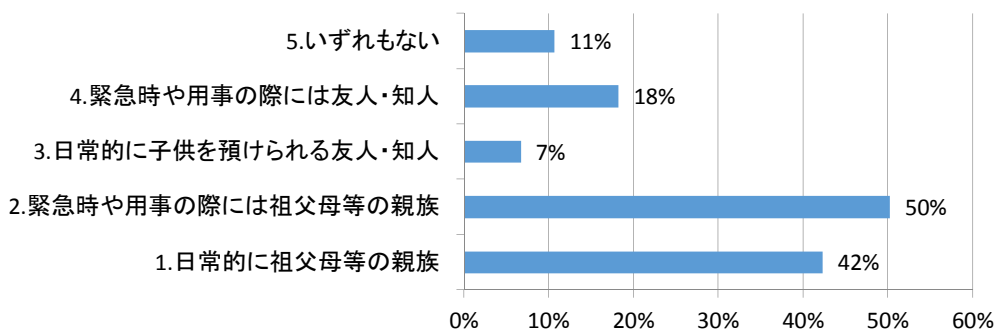
#### ① 子育てを主に行っている方

就学前児童、小学生児童の保護者ともに「父母ともに」と「主に母親」が多くなっています



#### ② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

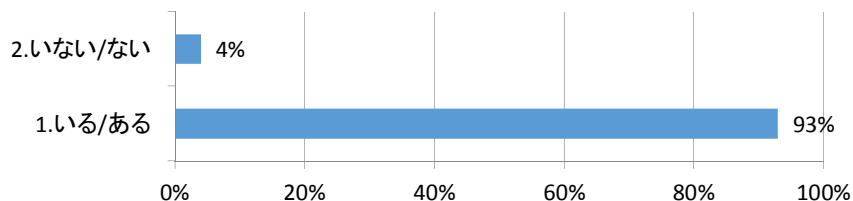
緊急時や用事の際には親族に預けられるが50%、日常的に預けられるが42%となっています



○ 緊急時や用事の際には子どもを預けられない家庭は全体の1割ですが支援が必要です。また、子育て家庭における働き方が変化している中、地域や子育て支援を行う団体等とも協力して子どもを預けられる、支援を受けやすくすることが求められています。

#### ③ 子育ての相談先

いる/あるが 93%と多くなっています。

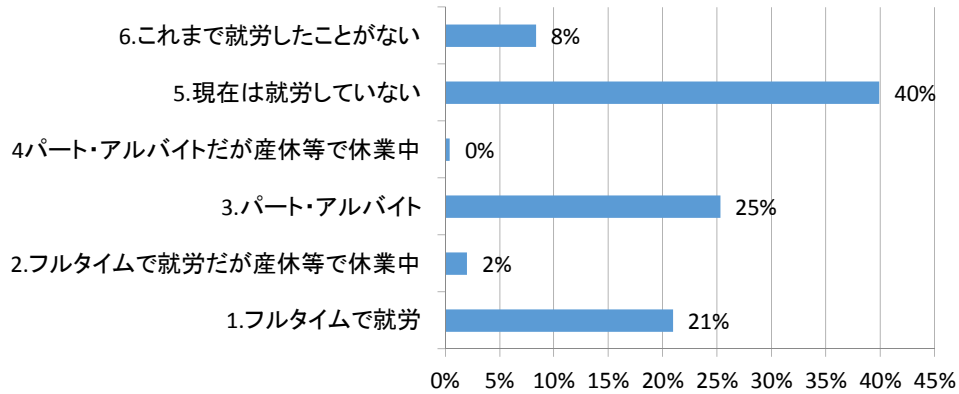


○ 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感、不安感の解消に向けて、地域の身近な子育て相談機関や仲間づくりができる場づくりが必要です。また、子育て上の悩みとして多いのは「子どもの発達について」であり、気

#### ④ 保護者の就労状況

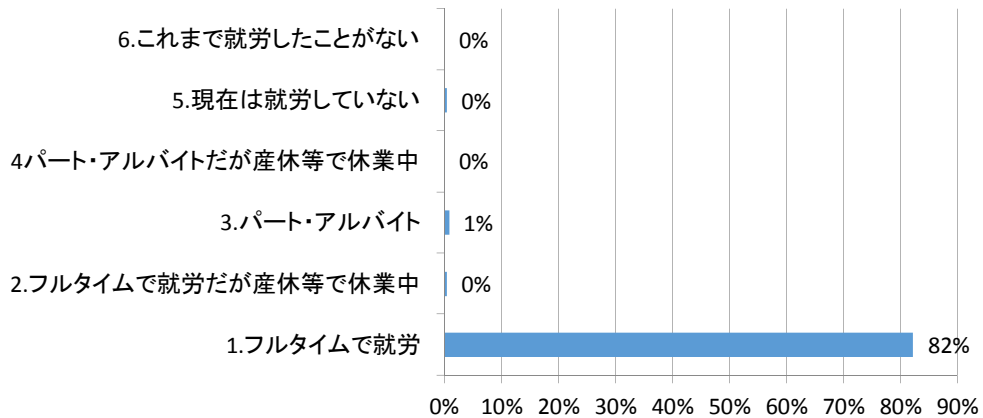
現在は就労していないが40%と多く、次いでパート・アルバイトが25%となっています。

##### 母親



フルタイムで就労がもっとも多く95%となっています。

##### 父親



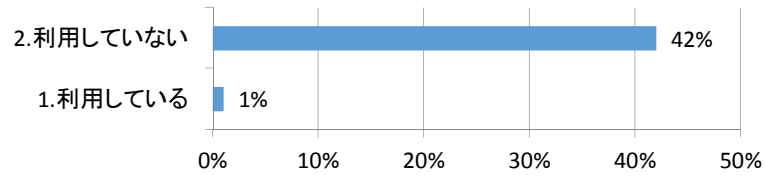
○ 子育て世代の女性の就労率をみると増加しており、ニーズ調査の結果でも母親の就労意向が高くなっていることが伺えます。就業していない母親の就労希望は高く、形態はパート・アルバイトが多く、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。



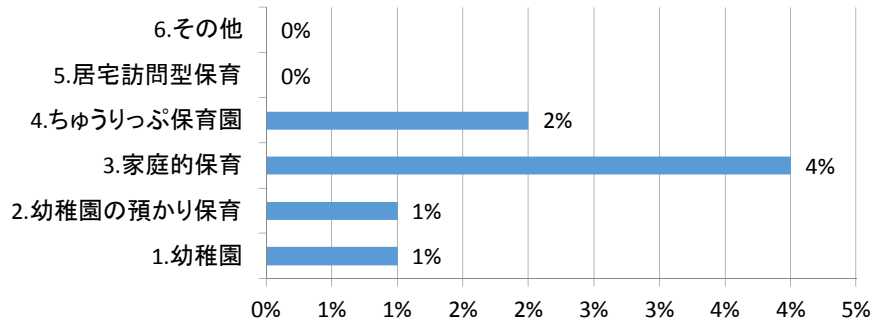
⑤ 平日の定期的な教育・保育事業(0歳～3歳)

平日の定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が半数以上となっており、利用したい事業については、幼稚園、幼稚園の預かり保育となっています。

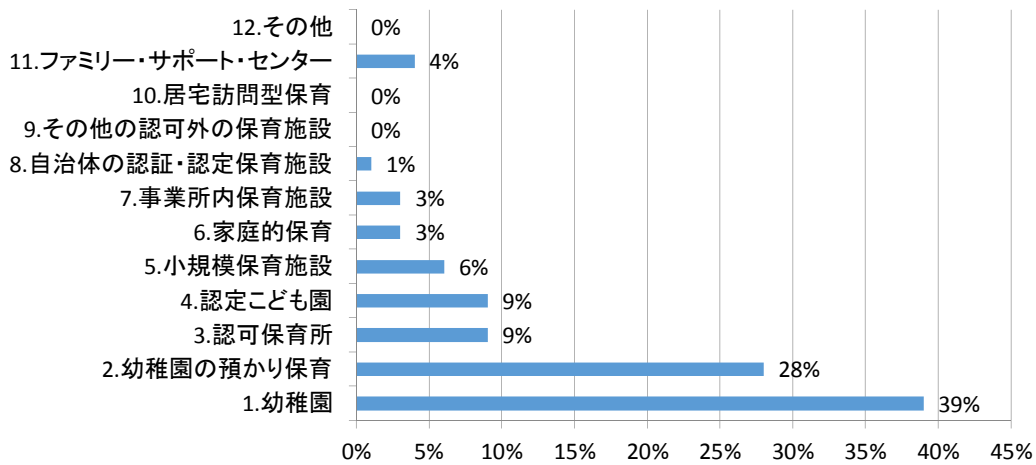
【利用の有無】



【利用している事業】



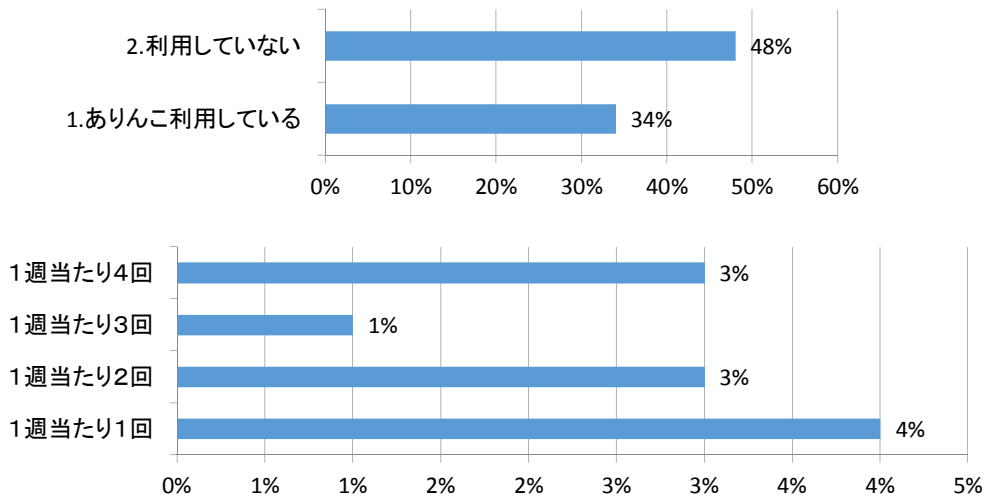
【利用したい事業】



○ 事業の利用については、「利用していない」が半数近くですが、今後利用したい事業として幼稚園の預かり保育が多く、今後もサービスの提供が求められています

⑥ 地域の子育て支援事業の利用状況

地域の子育て支援事業の利用については、「利用していない」が半数ちかくなっています。

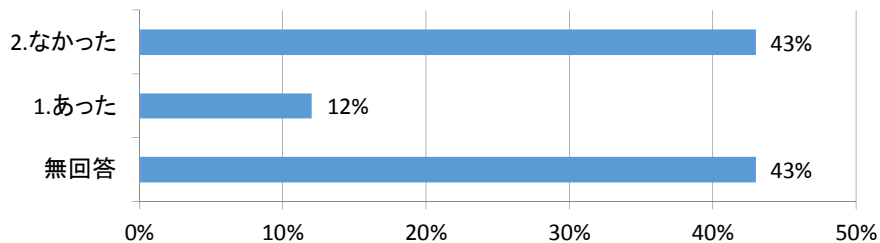


○ 地域子育て支援事業の更なる充実が求められています。利用していない方が利用できるようにきめ細やかな対応が必要となります。利用状況によってばらつきがあるため、周知・情報提供を進めていく必要があります。

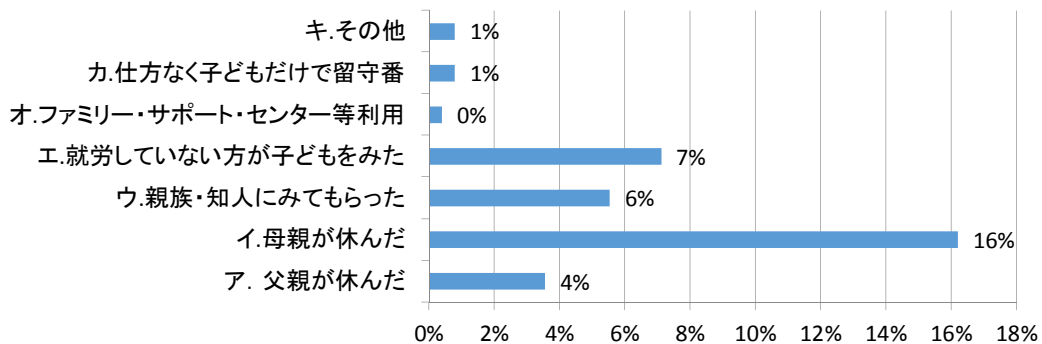
⑦ 子どもが病気の際の対応について

子どもの病気により、事業利用を休んだことがなかったは半数近くとなっています。休んだ場合の対処方法は「母親が休んだ」が多くなっています。

【子どもの病気等で平日の教育・保育事業利用を休んだ】



【休んだ場合の対処方法】

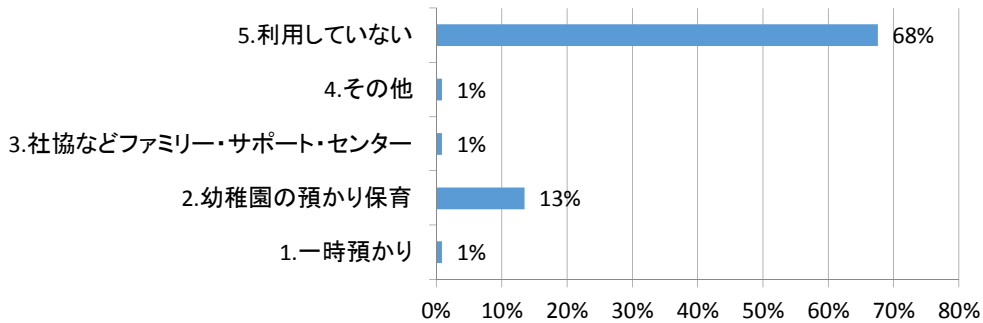


○ 子どもが病気やケガの際には、保護者が仕事を休んで対応していることも多く、病児・病後児保育の検討が求められています。

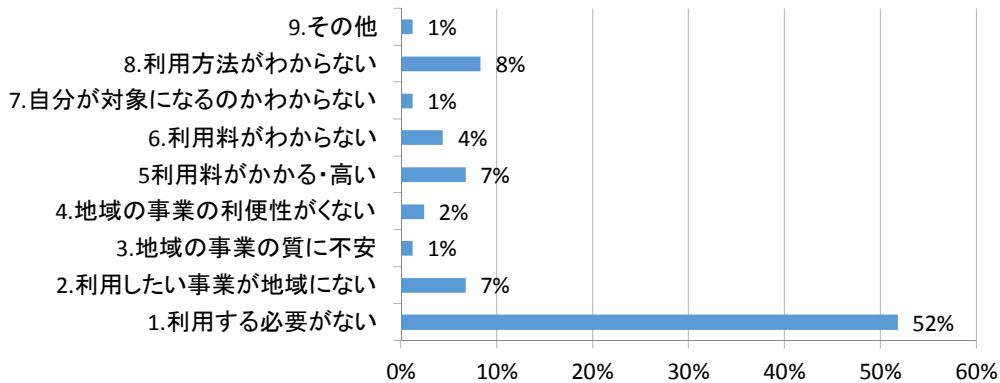
⑧ 不定期の教育・保育事業の利用意向

不定期の教育・保育事業は「利用していない」が多く、利用目的もないという答えが多くなっています。

【不定期の教育・保育事業の利用意向】



【利用目的】

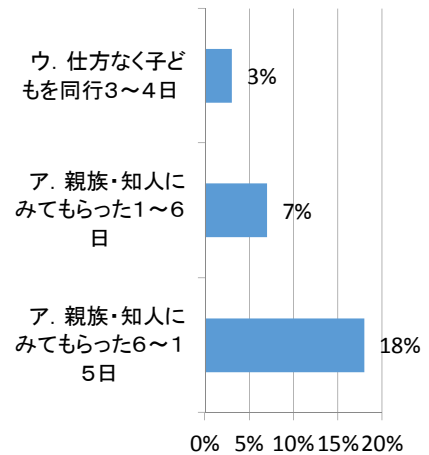
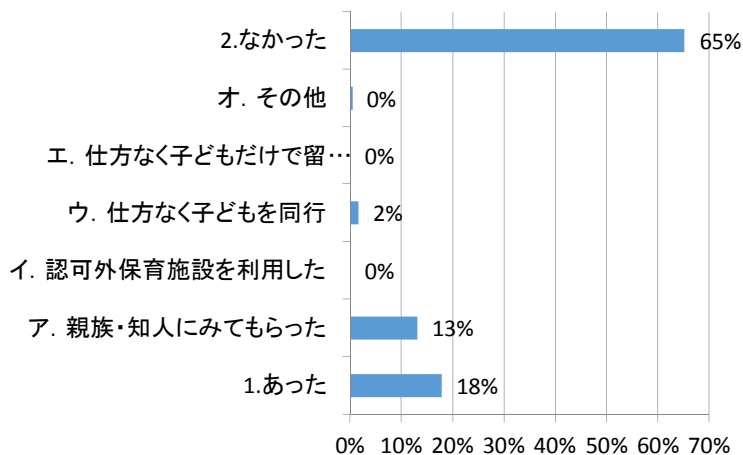


○ 不定期の教育・保育事業の利用意向は、利用目的とも必要はないというのが半数以上ですが、利用方法の不明や希望事業が町にないという回答もあるので、今後検討が必要です。

⑨ 宿泊を伴う一時預り

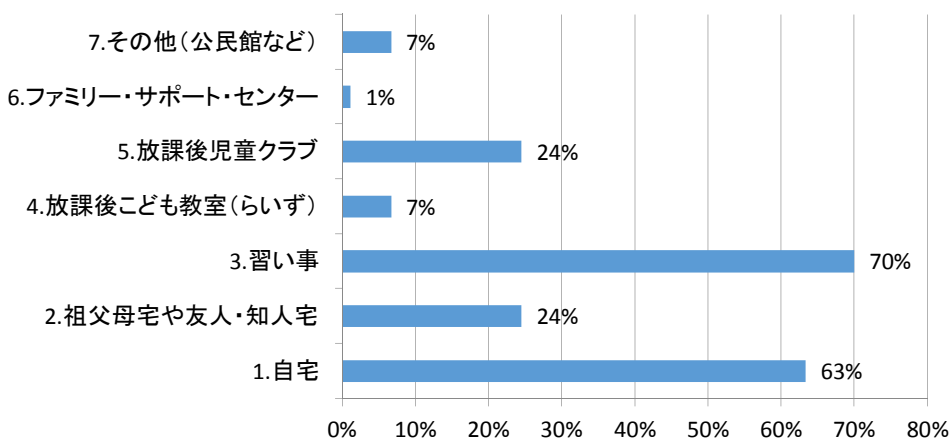
宿泊を伴う一時預りは「なかった」が多くなっています。

【対処方法及び日数】



### ⑩ 放課後に過ごさせたい場所

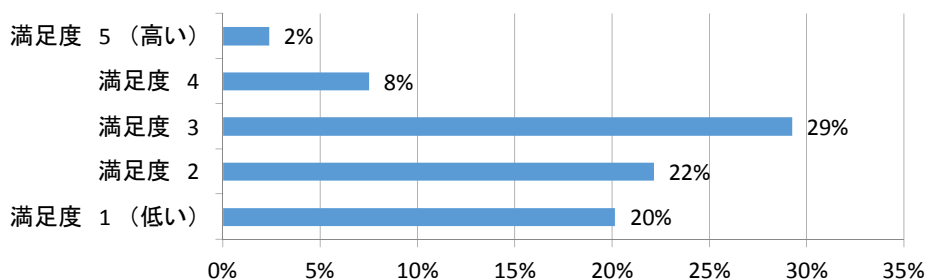
小学生低学年の保護者の調査で放課後に子供に過ごさせたい場所として、習い事が多く次いで自宅となっています。



○ 放課後の過ごし方の意向は、習い事や自宅が多くなっていますが、放課後児童クラブなど地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。

### ⑪ 羅臼町における子育ての環境や支援への満足度

羅臼町における子育ての環境や支援満足度は普通が多く、満足度が低いが多くなっています。



○ 羅臼町の子育ての環境や支援に対する満足度では、低い(20%)、やや低い(22%)と回答の方が合わせて42%となっています。子育てに支援する諸施策を充実を図り、子育ての不安感や孤立感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりを整えていく事が大切です。

### 第3章 計画の基本的な考え方

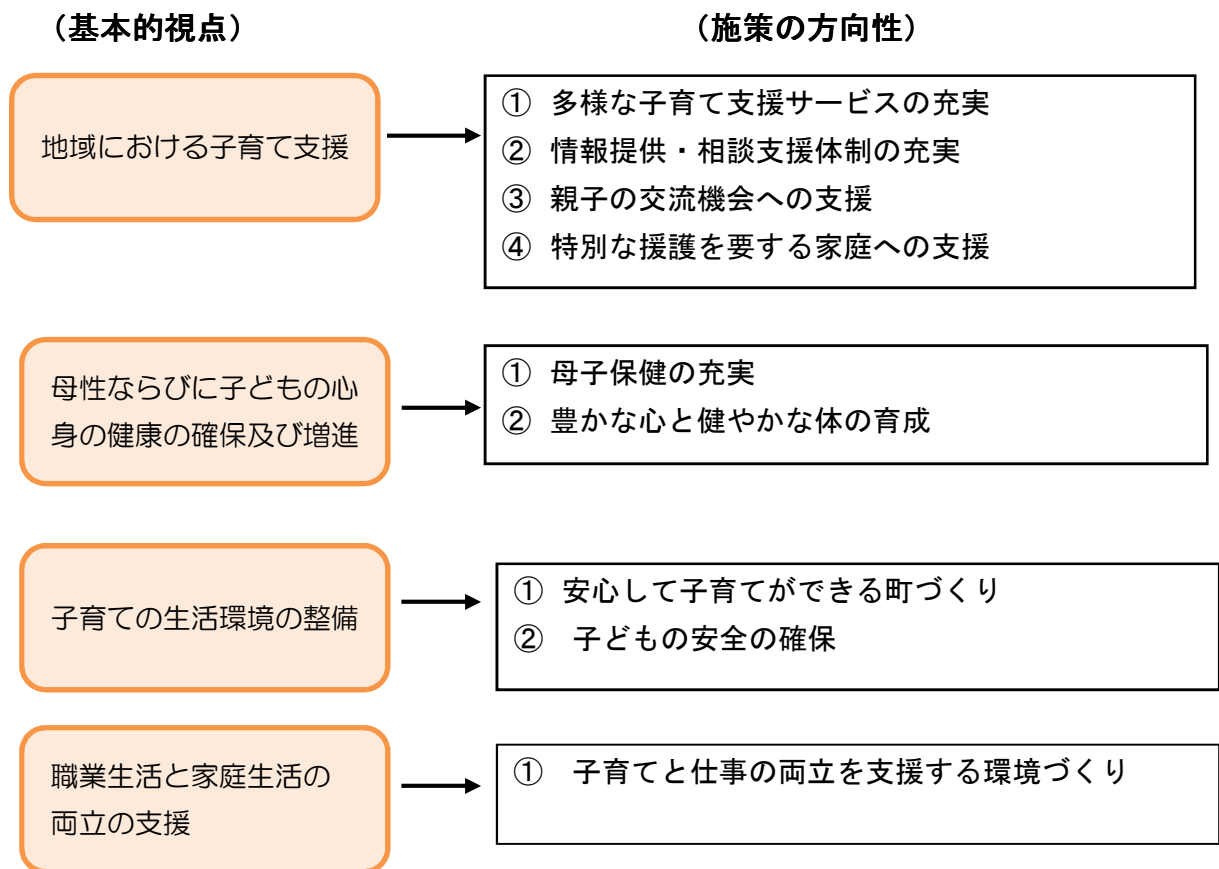
子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう良質かつ適切な内容及び水準のものとするのが重要であることが示されています。

一方で、父母はその他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

こうした認識に立ち、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を「羅臼町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子どもの健やかな成長と子育て家庭の子育てを地域ぐるみで応援していくこととします。

本計画では基本理念を実現するために、次の4つを基本目標に町民と協働しながら関連する施策・事業に積極的に取り組みます。

#### 【施策の体系】



## 第4章 各施策の展開

### (1) 地域における子育ての支援

#### 【施策の方向性】

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるように、各種の保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちがさまざまな年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を推進します。また、これらサービスを実施していくために必要となる人的体制などを含めた検討をしていきます。

子どもの人権擁護という観点に立って、地域の人々の協力を得ながら、各関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、被虐待児への支援をします。

#### ① 多様な子育て支援サービスの充実

夫婦共働き家庭が増加している中で、保護者が家庭にいない幼児、小学校児童(放課後児童)の保育のニーズが高まっています。また、少子化のなか、放課後に子ども同士が集い、一緒に遊んだりする機会が少なくなっていることもあり、放課後児童の健全な育成支援が必要となっています。

このため、幼稚園による預かり保育事業を継続し、市街地区には放課後児童クラブを開設します。

また、現在多くの就園前の親子の交流の場となっている「子育て支援センター」の更なる充実を図っていきます。

さらに、よりよい子育て・親育ちができるよう子育て支援を掲げている関係者との情報交換の場としての「子育て支援ネットワーク会議」の継続開催、子育て経験や人生経験が豊かで、さまざまな分野で優れた高齢者の方や、次世代の親づくりの為に高校生ボランティアの人材活用にも努めていきます。

#### ※放課後子ども総合プランに基づく取組について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

羅臼町では、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進を、既存教室の活用を行いながら子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

また、就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等様々な分野が関わっています。今後、放課後児童クラブや放課後教室<sup>※1</sup>を推進していくためには、教育委員会と保健福祉課が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的に一体化した整備等に向けて取り組んでいくことが必要です。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行って

いきます。

#### ※1 放課後子供教室

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。

#### ② 情報提供・相談支援体制の充実

子どもに関する相談内容は、子どもの育て方やしつけの仕方など身近に相談できる相手がいれば解決できる内容のものから専門的な対応が必要なものまで多様と考えられます。このことから、さまざまな子育ての不安や悩みの解消を図るための相談窓口の設置とともに、民生委員・児童委員や保健師などによる身近な相談・支援体制の充実を図っていきます。

#### ③ 親子の交流機会への支援

急速な少子化が進行する中で家庭及び地域をとりまく環境においても変化が生じ、改めて人と人とのふれあいを大切にする事が求められています。子育て支援センターでの親子のつどいの機会を充実するとともに、子育てサークルの自主的な運営を支援していきます。

#### ④ 特別な援護を要する家庭への支援

ひとり親(母子・父子)家庭や障害をもつ子どものいる家庭は、生活上の問題や子どもの養育問題などを抱え、経済的にも精神的にもさまざまな支援が求められています。

こうした家庭の子育てを支援し、また療育の支援体制の充実を図るため、子ども発達支援センター体制の強化を図っていきます。

子どもを虐待から守るための取り組みが強化されておりますが、児童虐待に関する事件が全国で後を断たない状況にあり、未然防止や早期発見による適切な対応が必要となっております。

このため、児童虐待に関する啓発に努め、その防止を図るとともに、地域や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見体制、虐待を受けた子どもの適切な保護体制など、児童虐待に関する施策に取り組めます。

| 施策の方向性            | 事業名           | 事業内容                                       | 担当課             |
|-------------------|---------------|--|-----------------|
| ① 多様な子育て支援サービスの充実 | 放課後児童クラブの開設   | ・ 昼間保護者のいない家庭の学童保育                         | 保健福祉課           |
|                   | 預かり保育事業       | ・ 幼稚園における預かり保育事業<br>・ 預かり保育の時間延長 (H26～開始)  | 教育委員会 (幼稚園)     |
|                   | 子育て支援センターの充実  | ・ センター開放事業<br>・ 各種子育て支援事業の実施<br>・ 育児等の相談 等 | 子育て支援センター、保健福祉課 |
|                   | 子育て支援ネットワーク会議 | ・ 子育て支援関係団体との情報交換会                         | 子育て支援センター、保健福祉課 |

|                   |                         |  |                         |
|-------------------|-------------------------|--|-------------------------|
|                   | 高齢者・若い世代の人材活用           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てボランティアの育成</li> <li>・各学校の体験等の受け入れ</li> <li>・高齢者の子育て支援の活用</li> </ul>  | 子育て支援センター、保健福祉課         |
| ② 情報提供、相談体制の充実    | 妊娠・出産・子育ての悩み等の相談体制・情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、来所等での相談</li> <li>・各事業等での周知</li> </ul>   | 子育て支援センター、保健福祉課、教育委員会   |
|                   | 民生児童委員との連携による身近な相談体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員による訪問への協力</li> </ul>   | 保健福祉課                   |
|                   | 保健福祉事務所、児童相談所等専門機関との連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会議、ケース検討などの参加要請</li> </ul>  | 保健福祉課                   |
| ③ 親子の交流機会の充実      | 子育てサークルへの支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援ネットワーク会議への参加要請</li> <li>・相談対応</li> </ul>  | 子育て支援センター、保健福祉課         |
| ④ 特別な援助を要する家庭への支援 | ひとり親、障害児家庭への支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手当の周知</li> <li>・利用支援</li> </ul>  | 保健福祉課                   |
|                   | 障害児等に対する療育体制の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども発達支援センター機能の充実</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・教育支援委員会による適切な就学及び教育的支援</li> <li>・育ちの手帳「こんぱす」の活用</li> </ul>                     | 子ども発達支援センター、保健福祉課、教育委員会 |
|                   | 児童虐待防止のための啓発、早期発見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業での啓蒙及び見守り強化</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問の実施</li> <li>・養育者支援システムの活用</li> <li>・虐待予防スクリーニングの実施</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul> | 保健福祉課                   |
|                   | 妊婦宿泊費助成                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期間出産予定の満37週以降の妊婦</li> <li>・入院に必要なはないが、悪天候などで帰町することも難しい場合に支給</li> </ul>  | 保健福祉課                   |

## (2) 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進

### 【施策の方向性】

母性の健康を保持し、子どもが健やかに生まれ成長していくことはすべての人の願いです。このため、妊娠から出産、また子どもの成長の過程に応じて適切な母子保健サービスを提供できるよう疾病の早期発見・早期治療・事後指導など母子の健康管理に努めます。

さらに、出産や育児についての情報提供や子育ての中の親子の仲間づくりなどを働きかけ



ていきます。

また、医療機関との連携に努めていきます。

### ① 母子保健の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、ふれママスクール(母親学級)、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。また、医療連携の必要な場合は連携に努めていきます。

### ② 豊かな心と健やかな体の育成

教育委員会や各幼稚園、学校保健と連携し、健康教育・健康相談・栄養指導・歯科指導の充実に努めるとともに、生命や性に対する正しい知識を習得するための思春期教育の充実、あるいはタバコなどに関する教育の充実を図っていきます。

また、「次代の親づくり」の観点から、育児に関する指導や赤ちゃんと触れ合う機会の提供を行います。

| 施策の方向性    | 事業名       | 事業内容  | 担当課                 |
|-----------|-----------|---|---------------------|
| ① 母子保健の充実 | 母子健康手帳の交付 | ・手帳の交付<br>・リスクアンケート実施<br>・健康相談等   | 保健福祉課               |
|           | 妊婦健診の助成   | ・一般健康診査 14 回分<br>・超音波検査 6 回分  | 保健福祉課               |
|           | ふれママスクール  | ・妊婦さんの健康教育、体験実習等<br>・1 コース 4 回開催<br>・司書に手作り絵本作成   | 保健福祉課、公民館、子育て支援センター |
|           | 赤ちゃん訪問    | ・保健師による家庭訪問   | 保健福祉課               |
|           | 乳幼児健診     | ・3～5 か月児、9～11 か月、1 歳 6 か月、3 歳の時期に呼び出し<br>・小児科医、歯科医の健診<br>・保健師、栄養士による相談 等                    | 保健福祉課               |
|           | 離乳食教室     | ・3～4 か月、9～10 か月の時期に開催<br>・栄養士による離乳食の講話、実習等  | 保健福祉課               |
|           | 乳幼児相談     | ・5～7 か月、2 歳の時期に呼び出し<br>・保健師、栄養士、歯科衛生士による相談指導<br>・乳児相談では公民館図書司書によるブックスタート<br>・2 歳児相談では保育士の託児 | 保健福祉課、教育委員会         |
|           | 歯科保健事業    | ・1 歳児歯科健診   | 保健福祉課、教育委員          |

|                 |                 |  |                     |
|-----------------|-----------------|--|---------------------|
|                 |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般フッ素塗布事業</li> <li>・歯みがき指導(各幼稚園巡回)</li> <li>・歯科表彰(3歳児健診で虫歯のないお子さんとその家庭)</li> <li>・フッ化物洗口事業(幼・小・中)</li> <li>・各学校や幼稚園での歯みがき指導</li> </ul> | 会、各幼稚園、各小中学校        |
|                 | 定期予防接種          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種の周知、スケジュールの調整等の相談</li> <li>・予防接種は医療機関に委託</li> </ul>  | 保健福祉課               |
|                 | 電話、来所、訪問相談      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望等に応じ、随時実施</li> </ul>   | 保健福祉課               |
|                 | 医療との連携          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、個別に医療機関と連携</li> </ul>   | 保健福祉課               |
|                 | 園児・児童・生徒への肥満対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の養護教諭との連携</li> <li>・小・中学生の肥満度20%以上の希望者</li> <li>・血液検査</li> <li>・保健師、栄養士による指導</li> </ul>  | 保健福祉課、幼稚園、各学校       |
| ② 豊かな心と健やかな体の育成 | 養護教諭・保健師との連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭・保健師との情報交換会</li> </ul>   | 各学校、保健福祉課           |
|                 | 生命や生、タバコ等に関する教育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師・栄養士等による各学校での健康教育</li> <li>・赤ちゃん等のふれあい体験の受け入れ</li> </ul>  | 各学校、保健福祉課、子育て支援センター |
|                 | 幼稚園・保健師・栄養士の連携  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園と保健師との情報交換会</li> <li>・幼稚園と栄養士との連携(肥満対策等)</li> </ul>   | 各幼稚園、保健福祉課          |
|                 | 社会教育と保健事業の連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブックスタート事業(ふれママスクール、乳児相談、ちいさい子のおはなし会など)</li> <li>・家庭教育学級の開催</li> </ul>  | 社会教育課、公民館、保健福祉課     |

### (3) 子育ての生活環境の整備

#### 【施策の方向性】

羅臼町の豊かな自然環境は他に誇れる特性があり、次世代に継承すべき貴重な資源です。みどり豊かな環境の保全に努めるとともに、子育てにふさわしい環境として、子ども同士や親子で楽しく遊べる公園や屋内施設など子育て中の親子が楽しく集える拠点として、既存施設の有効活用や学校施設など地域開放を推進していきます。さらに、子どもの命と安全を守るため、幼稚園児及び学校等の防災・防犯体制の確保や安全教育の推進を図ります。

#### ① 安心して子育てができるまちづくり

子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができ、健やかにのびのびと子どもが育つ

ことができるためには、子どもを連れて外出する場合の不自由のないよう道路や公共などの配慮がされている必要があります。

さらに、小中学校にとっての「居場所づくり」がその健全育成のうえからも求められています。

このため、親子や子ども同士がふれあえる場として身近な遊び場の確保に努めるとともに、公民館をはじめ、地域の既存施設の有効活用と柔軟な施設運営を図って子どもがその自主性にもとづき自由に楽しく集い遊ぶことができる場の確保に努めます。

## ② 子どもの安全の確保

幼児の連れ去りなどの子どもをめぐる犯罪が多様化している今日、子どもにとって安心なまちづくりを確保していくため、防災無線や広報を活用して啓発強化を進めます。

また、交通事故による輪禍を防止するため、子どもや子育て家庭などに対する交通安全意識の啓発に取り組みます。

| 施策の方向性            | 事業名                        | 事業内容                                   | 担当課                 |
|-------------------|----------------------------|--|---------------------|
| ① 安心して子育てができる町づくり | 身近な遊び場の確保                  | ・ 町管理の各地区の公園の遊具の点検、修繕や撤去<br>・ 幼稚園の園庭開放 | 保健福祉課、建設水道課、教育委員会   |
|                   |                            | ・ 公民館や地域の既存施設の有効活用の検討                  | 保健福祉課、建設水道課、公民館、各学校 |
| ② 子どもの安全の確保       | 不審者の情報提供                   | ・ 防災無線等での情報提供<br>・ 広報等を活用した防止啓発        | 総務課、教育委員会           |
|                   | 安全な道路環境の推進                 | ・ 安全な通学路の確保(特に冬期間)                     | 教育委員会、建設水道課         |
|                   | 交通安全意識の啓発                  | ・ 各幼稚園、学校等での交通安全教室の開催                  | 生活環境課、教育委員会         |
|                   | 「子ども 110 番の家」「子ども 110 番の車」 | ・ 子どもの緊急避難のための家・車の登録(普及・啓発)            | 社会教育課               |

## (4) 職業生活と家庭生活の両立の支援

### 【施策の方向性】

すべての家庭と子どもの子育てと子育てを地域全体として支えていくため、すべての町民の意識高揚を図り、仕事と子育てを両立させる環境づくりに取り組みます。

### ① 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

子育てと仕事の両立を支援するための「育児休業制度」の取得状況は必ずしも高くなく、

制度が活用されているとは言えない状況がみられます。

背景には、事業所への制度周知が十分でなく、また、職場においても利用しにくい雰囲気があることなどがあげられています。

このため、子育てがしやすい社会環境づくりの一貫として、子育て中の労働者が男女ともに育児休業を取得しやすく、また、職場復帰しやすい環境を整備されるよう、事業所への啓発や利用者への制度利用を促進します。

また、就労等により昼間保護者がいない家庭に対する保育体制の整備を行います。

| 施策の方向性                | 事業名         | 事業内容  | 担当課           |
|-----------------------|-------------|---|---------------|
| ① 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり | 就業女性の実態把握   | ・母子健康手帳交付時の就業状況聞き取り<br>・妊娠休暇制度や育児休業制度の説明と事業所の状況確認 | 保健福祉課         |
|                       | 事業所等への周知    | ・育児休業制度等の周知                                       | 水産商工観光課、保健福祉課 |
|                       | 預かり保育事業     | ・幼稚園における預かり保育事業<br>・預かり保育の時間延長(H26～開始)            | 教育委員会（幼稚園）    |
|                       | 放課後児童クラブの開設 | ・昼間保護者のいない家庭の学童保育                                 | 保健福祉課         |

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと確保体制）

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅により容易に移動することが可能な区域であり、地理的な条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

本町における「教育・保育提供区域」については、中学校区が一つであることや行政面積が狭く幼稚園の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、町内全域を1区域として設定します。

### 【事業の説明】

| 分類  | 事業名                                  | 事業内容   | 提供区域        |
|---|--------------------------------------|--|-------------|
| 教育<br>保育  | 教育・保育施設                              | 幼稚園や保育所(園)、認定こども園など  | 町<br>全<br>域 |
|   | 特定地域型保育事業                            | 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業   |             |
| 地域<br>子ども<br>・<br>子<br>育<br>て<br>支<br>援<br>事<br>業 | ① 時間外保育事業<br>(延長保育事業)                | 保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業  | 町<br>全<br>域 |
|   | ② 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ)          | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了時に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業            |             |
|   | ③ 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ・トワイライトステイ事業) | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)      |             |
|   | ④ 地域子育て支援拠点事業<br>(地域子育て支援センター)       | 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業   |             |
|   | ⑤ 一時預り事業                             | 保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に保育所等で子どもを一時的に預かる事業 |             |
|   | ⑥ 病児・病後児保育事業                         | 児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的な保育を提供する事業                                    |             |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ⑦ 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預り等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うとを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業          |
| ⑧ 妊婦健康診査事業                           | 赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業                               |
| ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業                         | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等を把握を行う事業 |
| ⑩ 養育支援訪問事業                           | 子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業                    |
| ⑪ 利用者支援事業                            | 子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 |

## 1. 計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

アンケートによるニーズ調査の回答結果及び推計児童人口を用い、国から示された算出用ワークシートによって算出した数値をまとめたものです。なお、比較のために関連のある数字を現状として併記しています。

| 利用施設別   |      | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| 3～5歳の合計 |      |      | 117  | 113  | 109  | 105  | 101  |
| 利用幼稚園   | 1号認定 |      | 117  | 113  | 109  | 105  | 101  |
|         | 2号認定 |      | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|         | 小計   | 122  | 117  | 113  | 109  | 105  | 101  |

## 2. 計画期間の各年度における教育・保育の内容及び実施時期

- ・計画期間の5年間の教育・保育の量の見込みは、幼稚園の定員が希望者を大きく上回り充足しています。
- ・認定区分別の内訳では、幼稚園を希望する1号認定者が減少しています。
- ・定員数では、希望するニーズに応えられる結果となっています。

| 利用施設別     |            | 27年度  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |     |
|-----------|------------|-------|------|------|------|------|-----|
| 幼稚園<br>利用 | 1号認定       | 117   | 113  | 109  | 105  | 101  |     |
|           | 2号認定       | 0     | 0    | 0    | 0    | 0    |     |
|           | 計          | 117   | 113  | 109  | 105  | 101  |     |
|           | 目 標<br>事業量 | 見込量   | 117  | 113  | 109  | 105  | 101 |
|           |            | 確保の内容 | 210  | 210  | 210  | 210  | 210 |
| 差         |            | 93    | 97   | 101  | 105  | 109  |     |

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

#### (1) 計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

アンケートによるニーズ調査の回答結果及び推計児童人口を用い、国から示された算出用ワークシートによって算出した数値をまとめたものです。

| 認定区分別           | 25年度<br>実績数 | 27年度<br>見込量 | 28年度<br>見込量 | 29年度<br>見込量 | 30年度<br>見込量 | 31年度<br>見込量 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 時間外保育事業         |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 放課後児童<br>健全育成事業 | 低学年         | 19          | 19          | 19          | 34          | 34          |
|                 | 高学年         |             | 5           | 6           | 6           | 5           |
| 子育て短期支援事業       |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 地域子育て支援拠点事業     | 3,250       | 300         | 289         | 279         | 288         | 259         |
| 一時預かり事業         | 1,082       | 1344        | 1356        | 1308        | 1260        | 1244        |
| 病児・病後児保育事業      |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 子育て援助活動支援事業     |             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 妊婦健康診査事業        | 532         | 532         | 532         | 518         | 518         | 504         |
| 乳幼児全戸訪問事業       | 40          | 38          | 38          | 37          | 37          | 36          |
| 養育支援訪問事業        | 0           | 7           | 7           | 6           | 6           | 5           |
| 利用者支援事業         |             | 1か所         | 1か所         | 1か所         | 1か所         | 1か所         |

**(2) 計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の内容及び実施時期**

- ・算出用ワークシートによる推計については、平成25年度の実績と離れている箇所があります。アンケートの実施方法や利用する保護者への事業内容の周知が十分でないことが原因と考えられます。

●時間外保育事業(延長保育事業)

- ・この事業は、保護者の就労時間確保のため保育所などの保育時間の延長を行う事業ですが、羅臼町には保育所がない状況です。今後の検討が必要です。

| 認定区分別               | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 時間外保育事業<br>(延長保育事業) | 見込量   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                     | 確保の内容 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|                     | 差     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

- ・この事業については、平成27年4月より開始となります。受入基準は保護者が就労等の基準を設けます。当面は3年生までの受入ですが、6年生までの利用及び春松小学校の開設も検討していきます。

| 認定区分別                         | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 放課後児童健全育<br>成事業(放課後児<br>童クラブ) | 見込量   | 19   | 19   | 19   | 34   | 34   |
|                               | 確保の内容 | 21   | 21   | 21   | 35   | 35   |
|                               | 差     | 2    | 2    | 2    | △1   | △1   |

●子育て短期支援事業

- ・この事業については、本町には児童養護施設等がないため見込量、確保の内容ともありません。ニーズの状況に応じ検討します。

| 認定区分別         | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------|-------|------|------|------|------|------|
| 子育て短期支<br>援事業 | 見込量   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|               | 確保の内容 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|               | 差     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

●一時預かり事業

- ・この事業は、幼稚園での一時預かり保育を2つの幼稚園で実施しています。今後もサービスの提供が受けられるよう努めます。

| 認定区分別   | 目標事業量 | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 31年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一時預かり事業 | 見込量   | 1,344 | 1,356 | 1,308 | 1,260 | 1,224 |
|         | 確保の内容 | 1,920 | 1,920 | 1,920 | 1,920 | 1,920 |
|         | 差     | 576   | 564   | 612   | 660   | 696   |



●病児・病後児保育事業

- ・この事業は、見込量、確保の内容はありませんが病児・病後児を家庭で看ることができるよう職場の理解に関する取組が必要です。

| 認定区分別      | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|
| 病児・病後児保育事業 | 見込量   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|            | 確保の内容 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|            | 差     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

●地域子育て支援拠点事業・子育て援助活動支援事業

- ・この事業は、子育て支援センター「ありんこ」で行っています。今後も現在の体制を維持して幅広いニーズに応えられるよう推進していきます。

| 認定区分別       | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|-------|------|------|------|------|------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 見込量   | 300  | 289  | 279  | 288  | 259  |
|             | 確保の内容 | 350  | 350  | 350  | 350  | 350  |
|             | 差     | 50   | 61   | 71   | 62   | 91   |

●妊婦健康診査事業

- ・今後も町の委託している医療機関等で実施していきます。

| 認定区分別    | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
| 妊婦健康診査事業 | 見込量   | 532  | 532  | 518  | 518  | 504  |
|          | 確保の内容 | 550  | 550  | 550  | 550  | 550  |
|          | 差     | 18   | 18   | 32   | 32   | 46   |

●乳幼児全戸訪問事業・養育支援訪問事業

- ・乳幼児全戸訪問事業については、毎年出生した家庭にほぼ 100%保健師が訪問できています。訪問時、気になる家庭へは養育支援事業として保健師が継続して訪問しています。

| 認定区分別     | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|
| 乳幼児全戸訪問事業 | 見込量   | 38   | 38   | 37   | 37   | 36   |
|           | 確保の内容 | 50   | 50   | 50   | 50   | 50   |
|           | 差     | 12   | 12   | 13   | 13   | 14   |

| 認定区分別    | 目標事業量 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|
| 養育支援訪問事業 | 見込量   | 7    | 7    | 6    | 6    | 5    |
|          | 確保の内容 | 7    | 7    | 6    | 6    | 5    |
|          | 差     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

## ●利用者支援事業

- ・利用者支援事業については、現在も相談に職員が応じていますが、平成 27 年度から実施の方向で検討します。

| 認定区分別   | 目標事業量 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者支援事業 | 見込量   | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  |
|         | 確保の内容 | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  |
|         | 差     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが子どもの最善の利益を考えながら、教育保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

### (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育や子育て支援が提供されることが重要です。

そのためには、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

### (2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには就学前の教育・保育施設・小学校との連携が不可欠です。

## 第6章 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

「羅臼町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

#### ① 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

#### ② 羅臼町子ども・子育て会議

羅臼町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置付けられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年目標事業量の達成状況などを把握、PDCAサイクル※を確実に実行し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。点検し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

#### ③ 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりをもっていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが協力して地域での子育て支援を推進します。

### (2) 計画推進にあたっての役割

#### ① 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけのなかで社会の一員としていくために必要な基本的な生活習慣や社会的模範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割をもち、男性と女性が共に家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識をもることが必要です。

#### ② 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたち

との関わりをもち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

### ③ 幼稚園や学校などの役割

幼稚園・学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団のなかで生活する上での基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と充分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが必要です。

また、学校教育のなかでは、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義の学びをとおして、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

### ④ 企業の役割

共働き世帯が増加するなかで、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

### ⑤ 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域、企業などの理解を得、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性などを広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

参考資料

羅臼町子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 区 分                              | 氏 名       | 町 名     | 所 属 団 体         | 備 考 |
|-----|----------------------------------|-----------|---------|-----------------|-----|
| 1   | 子ども・子育て支援に関する<br>学 識 経 験 者       | 横 澤 英 三   | 本 町     | 羅臼町小中学校校長会      |     |
| 2   | 子ども・子育て支援に関する<br>学 識 経 験 者       | 松 本 裕     | 八 木 浜 町 | 春松幼稚園園長         |     |
| 3   | 子ども・子育て支援に関する<br>学 識 経 験 者       | 萬 屋 志 都 子 | 本 町     | 羅臼町民生委員・児童委員協議会 |     |
| 4   | 子ども・子育て支援に関する<br>事 業 従 事 者       | 中 西 朋 佳   | 富 士 見 町 | 子育て支援センター       |     |
| 5   | 子ども・子育て支援に関する<br>事 業 従 事 者       | 石 田 順 子   | 海 岸 町   | ちゅうりっぷ保育園園長     |     |
| 6   | 子ども・子育て支援に関する<br>事 業 従 事 者       | 磯 島 寿 生   | 富 士 見 町 | 羅臼町社会福祉協議会      |     |
| 7   | 子ども・子育て支援に関する<br>事 業 従 事 者       | 奥 山 玲 子   | 春 日 町   | 春松幼稚園PTA会長      |     |
| 8   | 子ども・子育て支援に関する<br>事 業 従 事 者       | 川 端 美 香   | 礼 文 町   | 羅臼幼稚園PTA会長      |     |
| 9   | 子ども・子育て支援に関する<br>教 育 ・ 保 健 関 係 者 | 中 田 靖     | 緑 町     | 教育委員会学務課長       |     |
| 10  | 子ども・子育て支援に関する<br>教 育 ・ 保 健 関 係 者 | 平 間 絵 理   | 緑 町     | 保健福祉課保健師        |     |

## 羅臼町子ども・子育て会議設置要綱

### (設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、羅臼町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組 織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

### (委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

### (会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。